再生手続開始申立書（給与所得者等再生）

収入印紙

10,000円

松江地方裁判所民事部　御中

令和　　年　　月　　日

　（ふりがな）

　申立人氏名：

　 （ふりがな）　　　　　（ふりがな）　　　　　　　　　□電子納付希望（登録コード：　　　　　）

　 （□旧姓　　　　　　□通称名　　　　　　旧姓・通称で借入れした場合のみ）

　生年月日　：大・昭・平　　年　　月　　日生（　　歳）

　職　　業　：

　現住所：□別添住民票記載のとおり(〒　　　─　　　　）※郵便番号は必ず記入すること

□住民票と異なる場合：〒　　　─

　 住民票上の住所:〒　　　-

　現居所（住所と別に居所がある場合）〒　　　─

　申立人代理人（代理人が複数いる場合には主任代理人を明記すること）

　　事務所（送達場所）〒　　　─

　　電話　　（　　）　　　　　ファクシミリ　　（　　）

　　代理人氏名　　　　　　　　　　　　 印

|  |
| --- |
| 印紙10,000円  郵券 円 |
| 係  印 |

申立ての趣旨

　申立人について、給与所得者等再生による再生手続を開始する。

申立ての理由等

1 （申立要件及び手続開始要件）

　　申立人は、添付の債権者一覧表のとおりの債務を負担しているが、財産の状況及び収入の額等は、添付の陳述書に記載したとおりであり、破産手続開始の原因となる事実の生じるおそれがある。

　　申立人は、給与又はこれに類する定期的収入を得る見込みがあり、かつ、その変動の幅が小さいと見込まれ、また、民事再生法25条各号及び239条5項各号に該当する事由はない。

2 （再生計画案作成についての意見）

　申立人は、各再生債権者に対する債務について、相当部分の免除を受けた上、法律の要件を満たす額の金銭を分割して支払う方針である。

　なお、現時点での計画弁済予定額は、月額　　　　　円であり、この弁済の準備及び手続費用支払の準備のため、申立て後1週間以内の日を第1回とし、以後毎月　　日までに個人再生委員の銀行口座に同額の金銭を入金する。

3　□　申立人は、法律が定める他の再生手続開始を求めない。

4　□　申立人所有の住宅に関する住宅資金貸付債権については、債権者と協議の上、住宅資金特別条項を定める予定である。

5　関連申立ての有無　□関連当事者の破産事件　□関連当事者の再生事件　□申立人の過去の再生事件

事件番号等　　　地方裁判所　　　　平成・令和　　年（　　）第　　　号

申立人名・続柄（　　　　　・　　　）